

市川市告示第 127 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

令和8年4月22日

市川市長 田中 甲

- 1 特定計量器の定期検査を行う区域は、市川市全域とする。
- 2 定期検査の対象となる特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器のうち、次に掲げる特定計量器とする。
 - ・ひょう量が250kg以下の非自動はかり、但し次の非自動はかり以外のもの
 - ① ひょう量が250kgを超える非自動はかり、及び同非自動はかりと同一の場所にある250kg以下の非自動はかり
 - ② 15台以上の非自動はかりが同一の場所にある場合の当該非自動はかり
 - ③ 土地又は建物その他の工作物にとりつけられている非自動はかり及び同非自動はかりと同一の場所にある非自動はかり
- 3 定期検査を実施する期間は、令和8年6月6日から令和9年3月31日までとする。
- 4 定期検査を実施する場所は、検査の対象となる特定計量器の所在する場所とする。
- 5 定期検査を実施する者は、有限会社中山計量事務所（市川市指定定期検査機関）とする。

公共下水道の供用及び処理の開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

その後関係図面は令和8年4月22日から2週間、下水道部河川・下水道管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月22日

公共下水道管理者 市川市
代表者 市川市長 田中 甲

1. 下水道の供用及び処理を開始すべき年月日
令和8年4月24日

2. 下水を排除し、及び処理を開始すべき区域

| 町名 | 番地 |
|-------|----------------|
| 北方一丁目 | 1～13番の各一部 |
| 北方二丁目 | 1～5番、8～10番の各一部 |

3. 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

4. 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

市川市下妙典、本行徳及び加藤新田 江戸川第一終末処理場
市川市福栄4丁目3番2号 江戸川第二終末処理場